

——「ホミック通信」は編集者の気分まかせて、不定期に発行いたします——

ホミック通信

Vol. 13

天災は忘れた頃にやってくる号

2009.8

発行／〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集／梶田美穂
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

今年は梅雨明けが遅く、夏が始まった途端にお盆休みに突入し、
気づけばもう9月の声が聞こえます。

不順な天候や地殻変動で、
平穏な毎日が容易に脅かされてしまうことを、また改めて思い知らされました。
突然に牙をむく自然の猛威には、その都度驚かされます。
今こうして安らかにしていただけるのは
偶然でしかないようです。

月末には待ちくたびれた総選挙がようやく行われますが、
その結果は国民の総意のはず。
ともかく現状に不満があるのなら、少なくとも選挙権は行使しなくてははいけませんね。

■ 最近のマイオフィスブーム

それはザ・韓国ドラマです。現在、史上最多の週4本の連続ドラマを観ています。うち3本は1年を超える長丁場だそう。この数をこなすのに既に疲れ気味で、時折ストーリーが混同してしまうこともあります。『すぐそこですれ違っているのに気がつかない偶然』や『かの国ではよく起こるらしい記憶喪失』『四車線道路での急Uターン』そして『赤いシリーズばりの出生の秘密』など、語りつくされた韓国ドラマの要素が満載で、素早く異次元にトリップできます。とても安上がりなストレス解消法です。習慣性がないとは言い切れませんが。

ちなみに4本のタイトルは、「人魚姫」「エデンの東」「カインとアベル」「イサン」です。特に「イサン」は、歴史大河ドラマらしくって男性も十分に楽しめるとのことですよ。まだ始まったばかりですから追いつけます。

■ なぜこんなに本人確認にうるさいのかと言いますと・・・

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が施行されて1年半が経ちました。通称「ゲートキーパー法」です。あまり馴染みがないかも知れませんね。

この法律は、犯罪によって得られたお金が組織的な犯罪を助長することや、お金が移転して事業に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるのを防止するために定められました。

私たち司法書士であれば、この法律に定められた一定の特定業務を行う場合に、委任者の本人確認することと、その本人を確認した記録の作成及び保存することが義務づけられています。

司法書士にとって何が特定業務にあたるかという、「不動産の売買取引」「会社の設立」「会社の定款変更」や「取締役の選任・代表取締役の選定」等の登記業務がその代表例です。このような業務のご依頼をいただいた場合には、運転免許証やパスポート等の公的身分証明書のご提示をお願いしています。

銀行やクレジットカード事業者、宝石・貴金属等取扱業者、電話受付代行業者などもこの法律の対象となっています。銀行で振込みをしようとして、本人確認書類の提示を求められ困ってしまった、という経験をお持ちの方もいるのではないのでしょうか。

本人確認をする側もされる側も、正直言って煩わしいことこの上ないのですが、法の趣旨をご理解いただき、今後ご協力をお願いいたします。

北 浜 ラ ン チ 事 情

ちょっと北浜から離れて、大阪法務局までの道のり途中にある内平野町2丁目の「旬草 やま咲」。小料理屋と呼ぶのでしょうか、カウンター4席とテーブル8席の小さなお店です。ランチタイムには、主菜を二種類から選び、ご飯、味噌汁と小鉢二つが付いています。野菜がふんだんに使われていて、ともかくケチ臭くないクオリティの高いお昼ごはんとなります。これで850円？ いいんですか？ 「近ければ毎日食べたい。そうすればもっと健康になれる。」と思わせるお店です。同様に考える社会人の方々に混み合うので、原則相席となります。もくもくと良く噛んでいただき、平らげたらお茶をググッと飲みほして退席するのがマナーのような・・・。間違っても食後の一服は許されないことでしょう。(つづく)

司法書士の仕事

- 不動産登記
- 商業・法人登記
- 裁判
- 成年後見
- 相続・売買・贈与など
- 設立・役員変更など
- 訴訟・調停・和解・破産など
- 任意後見契約・遺言・死後事務など